

海 区 便り

Vol.25

はじめに

◎第18期268回隱岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：扇谷、屋田、影原、中山、佐々木、小中、安部、濱田

欠席委員（〃）：葛西、池田

開催日時：平成19年3月23日（金） AM10:30～11:30

開催場所：隱岐郡西ノ島町大字別府 島前集合庁舎 1F会議室

議題

1. 隱岐の島町油井沖合の定置漁業の免許内容等の事前決定の件について（報告）

前回の当委員会で協議いたしました、隱岐の島町油井沖合の新規定置網漁業権に係る漁場計画策定について、再度地元調整を計る必要が生じたため、漁業協同組合 JF しまね西郷支所運営委員長より漁場計画策定要望の取り下げがありました。

今後、漁場の調査を十分に行った上で地元と調整を計り、改めて判断することです。

2. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画変更について（諮問）

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について、さば類の漁獲が好調なため、当初の計画値を上回ることがほぼ確実となり、下記のとおり変更する必要が生じました。これに伴い、知事から諮問があり、当委員会において審議を行いました。

記

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	平成18漁期年現行数量	平成18漁期年変更後数量
さば類知事管理量	13,000トン	21,000トン
うち 中型まき網漁業分	12,000トン	20,000トン

《審議の結果》 この諮問に対して、異議なしの答申をすることになりました。

3. 隱岐海区漁業調整委員会指示第3号（沿岸いか釣漁業及び小型いか釣り漁業の操業について）の改正について（協議）

隱岐海区漁業調整委員会指示第3号（沿岸いか釣漁業及び小型いか釣り漁業の操業について）の改正について協議しました。

委員からは、改正点に関する意見・質問のほか、白熱球に代わり最近実用化に向けて試行されている LED（発光ダイオード）を使用した漁業についても意見が交換され、漁業における省エネルギーについて活発に議論されました。

《協議の結果》 改正案について、異議ない旨回答することになりました。改正点については、以下のとおりです。

●委員会指示の改正の新旧対応表

新	旧
2 操業禁止海域 小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。 (以下略)	2 操業禁止海域 小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。 (以下略)
5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成19年5月1日から平成22年4月30日までとする。	5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成18年5月1日から平成19年4月30日までとする。
(削除)	附則 1 この指示は平成18年5月1日から施行する。 2 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限（平成17年隱岐海区漁業調整委員会指示第3号。）は平成18年4月30日付をもって廃止する。

●今回の委員会指示改正のポイント

① 平成5年以降、5～10トン未満の漁船に対し、島前湾内及び沿岸500m以内でのいか釣漁業を禁止してきた。

↓ 今回の改正により

5～10トン未満の漁船による島前湾内及び沿岸500m以内でのするめいか以外のいか類の採捕を目的とし、かつ、手釣又は竿釣による操業を可とする。

<島前湾内及び沿岸500m以内での操業に関する改正後のポイント>

	5～10トン未満の漁船	3～5トン未満の漁船
採捕可能な魚種	するめいか以外のいか類	全てのいか類
操業可能な漁法	手釣又は竿釣	全ての漁法

○次回の開催予定

開催時期－5月上旬

開催場所－隱岐郡隱岐の島町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所

おわりに

◎平成19年3月22日（木）に隱岐合同庁舎において、第7期第1回隱岐海区海面利用協議会を開催しました。協議会では、知夫村におけるサザエ・アワビ解放区の設定についてや遊漁船業者の登録状況について報告され、意見が交わされました。また、シーカヤックの現状についても議論されました。

連絡先

隱岐支庁水産局内

隱岐海区漁業調整委員会事務局

Tel: 08512-2-9669

Fax: 08512-2-9674